

千歳市
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年3月

千 歳 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1 策定の背景.....	1
2 位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
4 対象範囲.....	2
5 対象とする温室効果ガス.....	3
6 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」の動向.....	3
7 組織体制と進行管理.....	4
第2章 温室効果ガスの排出状況	5
1 前計画の目標達成状況.....	5
第3章 削減目標	6
1 削減目標.....	6
2 削減目標設定の考え方.....	6
第4章 目標達成に向けた取組	7
1 基本方針.....	7
2 具体的な取組内容.....	8
第5章 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」	13
1 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」とは.....	13
2 エネルギー消費量の現状.....	14
3 エネルギー消費量の削減目標.....	16
参考資料	
1 管理標準	18
1 管理標準の作成.....	18
2 管理標準の実行.....	18
3 管理標準の見直し.....	18
2 エネルギー消費量の削減対象施設	19
1 重点施設.....	19
2 その他削減対象施設.....	21

第1章 基本的事項

1 策定の背景

産業革命以降、私たちの生活は便利になりましたが、様々な人間活動が要因で世界の平均気温は上昇しています。気温の上昇は気候に大きな影響を与えており、海面上昇や洪水の発生など、様々な形で顕在化しています。このままの状況が続いた場合、更なる気候変動によるリスクの増大が懸念されることから、地球温暖化対策の推進は、地球規模での喫緊の課題となっています。

世界では、このまま化石燃料に依存して気候変動対策をしない場合、2100年までに産業革命以前に比べて平均気温が最大で5.7℃上昇し、気候変動による深刻な影響が発生すると懸念されることから、令和3（2021）年のCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、気温上昇を1.5℃に抑制することが世界共通の目標となりました。

国では、令和3（2021）年6月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正において、令和32（2050）年までのカーボンニュートラルを基本理念に盛り込み、同年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画で、令和12（2030）年度の温室効果ガスを46%削減（平成25（2013）年度比）することを表明しました。さらに、令和7（2025）年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画で、令和12（2030）年度目標と令和32（2050）年カーボンニュートラルを結ぶ中間目標を整理しています。

千歳市では、令和4（2022）年2月7日「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、それを踏まえて、令和6（2024）年3月に策定した千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で、温室効果ガス削減に向けた脱炭素シナリオを整理しました。

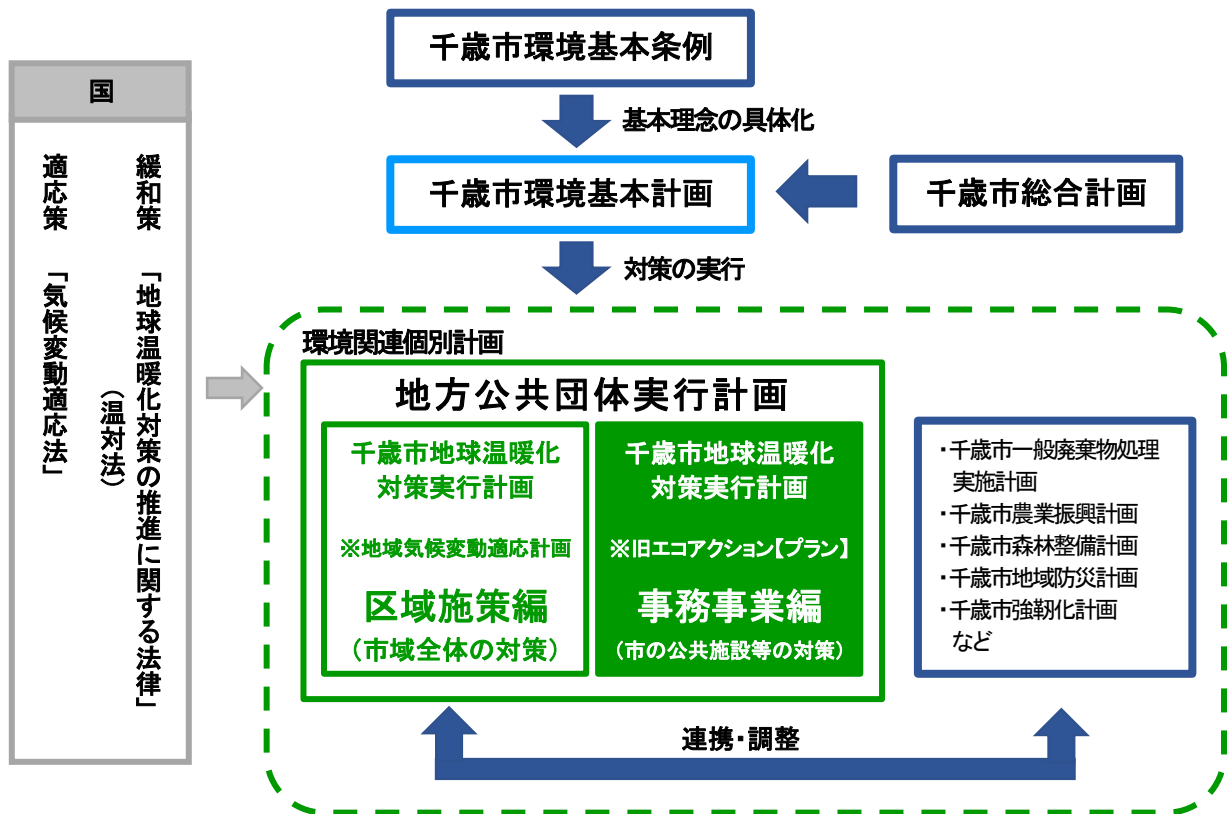
また、地球温暖化対策の取組は急務であることから、令和8（2026）年3月に、千歳市の環境に関する最上位計画である第3次千歳市環境基本計画を改訂し、地球温暖化防止の推進・省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこととしました。

本計画は、上位計画である第3次千歳市環境基本計画や千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を踏まえて、千歳市の事務事業における二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の削減に取り組むとともに、脱炭素に向けた具体的な目標や施策を定めることで、カーボンニュートラルを実現することを目的とします。

2 位置付け

次の法律等に基づく計画及び方針に位置付けます。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「実行計画（事務事業編）」
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する取組方針」
- ・第3次千歳市環境基本計画に基づく「地球温暖化防止」の取組
- ・千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく「市（行政）の取組」



3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 対象範囲

住居用施設を除く、市が管理する施設及び設備等を対象とします。

なお、指定管理者により管理を行っている施設や管理を委託している施設も対象とします。

5 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの対象は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づく6種類の物質の内、千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を踏まえて、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素（非エネルギー起源CO₂）とします。

表1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	種別
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> • 施設のエネルギー消費 • 道路関連施設のエネルギー消費 • 自動車の使用 • 廃棄物の焼却

※ただし、千歳市では令和6(2024)年度より燃やせるごみの焼却を道央廃棄物処理組合に委託したことから、その分については事務事業編の対象外となります。

6 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」の動向

表2 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」に関わる動向

年月	事項
平成10年6月	千歳市環境基本条例制定
平成13年3月	千歳市環境基本計画策定
平成13年9月	環境マネジメントシステム運用開始
平成14年2月	ISO14001 認証取得
平成15年6月	千歳市地球温暖化防止実行計画策定
平成15年12月	千歳市地球温暖化防止実行計画改訂
平成18年2月	ISO14001 自己適合宣言に移行
平成22年9月	省エネ法の特定事業者への指定
平成23年3月	千歳市環境基本計画第2次計画策定
平成24年1月	<ul style="list-style-type: none"> • 千歳市役所エコアクションプラン策定 (位置付け：温対法に基づく地球温暖化実行計画、省エネ法に基づくエネルギーの使用の合理化に関する取組方針) • 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」構築 (環境に配慮した取組を進めるための市独自の仕組み～ハンドブック作成)
平成24年4月	千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」運用開始
平成28年1月	千歳市役所エコアクションプラン更新
令和3年3月	第3次千歳市環境基本計画策定
令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> • 千歳市役所エコアクションプラン更新(エコアクションプランに名称変更) • 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」更新
令和6年3月	千歳市地球温暖化対策計画実行計画(区域施策編)策定
令和8年3月	第3次千歳市環境基本計画改訂

7 組織体制と進行管理

(1) 組織体制

本計画では、千歳市ゼロカーボンシティ本部会議・千歳市ゼロカーボンシティ推進会議・公共施設等脱炭素化推進会議といった会議体を設置する事で、意思決定から事業推進までの実行性を高めつつ、全市一体となった取組を推進します。

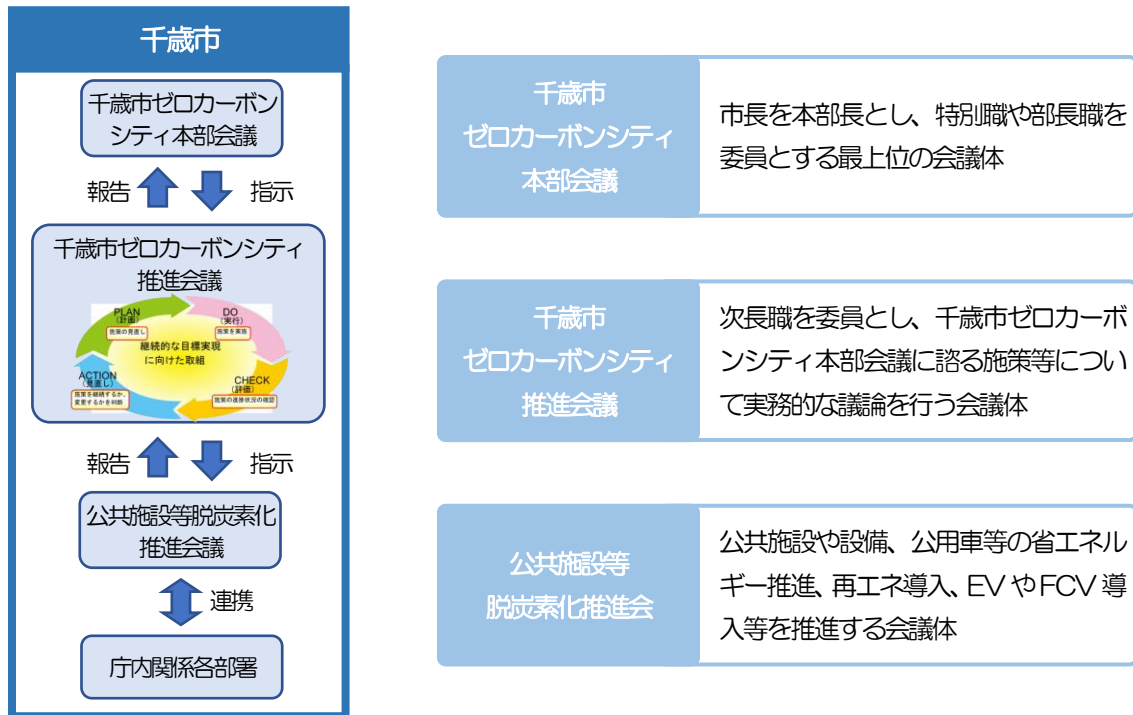


図 1 推進体制

(2) 進行管理

進行管理は、千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」により行います。また、目標の達成状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(3) 推進状況の公表

推進状況は、市ホームページや「千歳市環境白書」などで市民に公表します。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 前計画の目標達成状況

前計画では、市の事務事業からの温室効果ガス排出量を、「令和7（2025）年度までに23%削減（平成25（2013）年度比）」することを目標としていました。平成25（2013）年度の排出量47,710t-CO₂に対して、令和6（2024）年度の排出量は26,218t-CO₂で、平成25（2013）年度比で45.0%の削減となっています。

これは、「千歳市環境センター」で受け入れてきた廃棄物のうち、燃やせるごみについて、千歳市、北広島市などの2市4町で構成する「道央廃棄物処理組合」での受け入れに変更となり、「千歳市役所という事業所」としての対象から外れたことが削減の主な要因です。

「千歳市役所」としては、令和6（2024）年度において温室効果ガス排出量が減少したこととなりますが、市役所の計画である「千歳市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」における、廃棄物の焼却部門を除く各施設のエネルギー消費量については、今後、夏のエアコン需要や新たな公共施設などの増加もあることから、予断を許さない状況です。

「千歳市」として温室効果ガス排出量を削減するためには、市全体の計画である「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、令和12（2030）年度の削減目標の達成、さらには令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向け、引き続き市が旗振り役となって取り組む必要があると考えています。

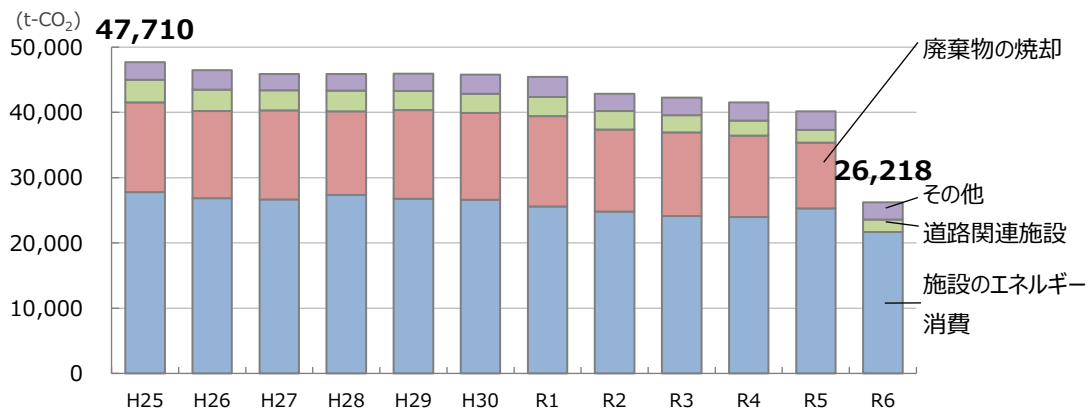


図2 平成25（2013）年度～令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量実績

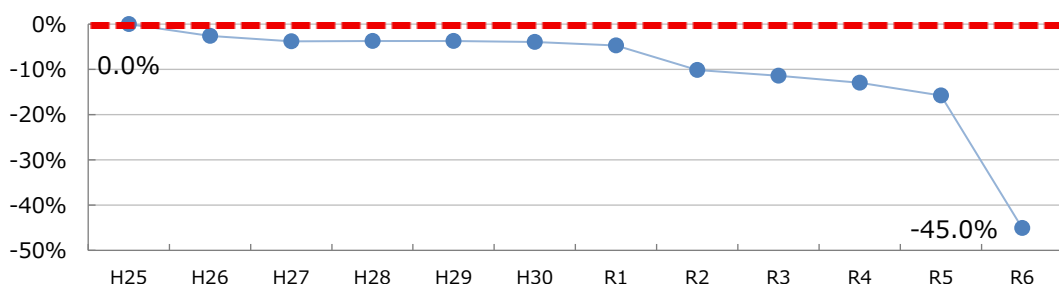


図3 平成25（2013）年度～令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量削減率実績

第3章 削減目標

1 削減目標

本計画では、市の事務事業全体の二酸化炭素排出量について、令和 12 (2030) 年度までに 50% 削減 (平成 25 (2013) 年度比) することを目標とします。

具体的には、市の平成 25 (2013) 年度の排出量が 44,907t-CO₂ のため、令和 12 (2030) 年度の排出量を 22,453t-CO₂ 以下 にすることを目標とします。

2 削減目標設定の考え方

千歳市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の目標は、二酸化炭素排出量を令和 12 (2030) 年度までに 46%削減 (平成 25 (2013) 年度比) するとしております。

また、政府実行計画 (国の省庁の事務事業編) の目標は、温室効果ガスを令和 12 (2030) 年度までに 50%削減 (平成 25 (2013) 年度比) するとしております。

これらを踏まえて、本計画では、二酸化炭素排出量を令和 12 (2030) 年度までに 50%削減 (平成 25 (2013) 年度比) することを目標としました。

市の令和 6 (2024) 年度の排出量は 23,820t-CO₂ のため、目標達成のためには、令和 12 (2030) 年度までに更に 1,366t-CO₂ の削減が必要です。

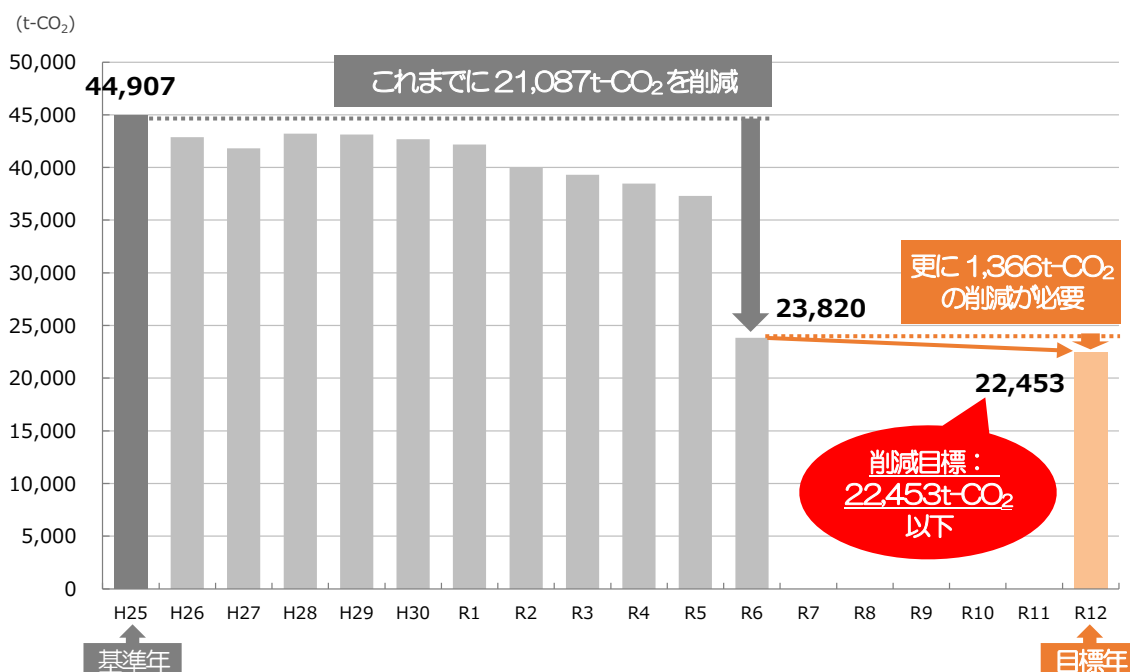


図 4 二酸化炭素排出量の削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

1 基本方針

気候変動は現在、環境における3つの世界的危機の1つに数えられているなど、喫緊の対策が必要な問題であるため、その要因である地球温暖化への対策に取り組むことが不可欠です。

市では、このような社会的背景を踏まえて、市の事務事業、ひいては市全体でのカーボンニュートラルの実現に寄与するために、「省エネルギー対策の推進」・「再生可能エネルギーの導入拡大」・「地球温暖化防止の推進」の3つを基本方針として、これまで以上に積極的な取組を進めていきます。

基本方針1

省エネルギー対策の推進

基本方針2

再生可能エネルギーの導入拡大

基本方針3

地球温暖化防止の推進

2 具体的な取組内容

基本方針1 省エネルギー対策の推進

カーボンニュートラルの実現には、エネルギー消費量の削減、いわゆる「省エネルギー」対策を進めることが必要です。

省エネルギー対策では、建物の断熱化等によるエネルギーロスの低減や省エネルギー型設備の導入、エネルギー消費量等の「見える化」を進めるほか、移動に伴うエネルギーを削減するため、ガソリン車・軽油車を温室効果ガス排出量が少ない次世代自動車へ転換します。

施策1-1 施設や設備の省エネルギー化とエネルギー消費量等の「見える化」の推進

- 公共施設の新築や大規模改修の際には、「千歳市の公共建築物の整備における環境配慮ガイドライン」等を踏まえるとともに、ZEB化を検討し、省エネルギー性能の高い施設を目指します。
- 公共施設の照明灯や街路灯・公園照明灯などのLED化を推進します。
- 二酸化炭素排出量の少ない電気やガスなどを使用する省エネルギー機器への転換を推進します。
- エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の「見える化」を進め、最適なエネルギー利用となるよう、エネルギーマネジメントシステムなどの導入を推進します。
- 必要に応じて、施設の配置や規模の見直し・再編・改修等を行うことで、施設の適正化を推進します。

施策1-2 環境にやさしい移動手段の促進

- 公用車については、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を始めとした次世代自動車への切り替えを推進するほか、次世代自動車のカーシェアリング導入を検討し、公用車における充電設備には、再生可能エネルギー由来の電力使用を推進します。
- 公共施設等の駐車場への充電設備の設置拡大を検討するなど、次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。

基本方針2 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった「再生可能エネルギー」の利用促進は、カーボンニュートラルを実現するうえで不可欠な取組です。

地域資源から創った再生可能エネルギーを地域内で消費するエネルギーの地産地消は、大規模災害時の停電リスクの低減といったレジリエンス強化や、エネルギーを地域内で循環させることによる地域経済の活性化にもつながります。

一方で、地域内の全てのエネルギーを再生可能エネルギーで地産地消することは非現実的なため、カーボンニュートラルの実現に向けては、購入する電力を再生可能エネルギー由来のものへ切り替えることも有効です。

また、千歳市は熱エネルギーの需要が多いことから、再生可能エネルギーによる電力で製造したグリーン水素の活用を推進します。

なお、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置、廃棄する際は、国や道が定めたガイドラインの適正な運用に努め、住民や環境・景観などに配慮したうえで、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

施策2-1 再生可能エネルギーの利用推進

- 「千歳市市有施設太陽光発電設備導入可能性調査」において、設置可能と判断した施設の50%に対して、令和12（2030）年度までに太陽光発電の導入を進めます。
- 上記計画で対象外とした施設や市有低未利用地についても、技術革新などによる導入可能性の向上を見据えて、引き続き太陽光発電の導入可能性を検討します。
- 再生可能エネルギー設備への蓄電池設備の導入を検討します。
- 環境配慮型電力契約等の活用を検討し、再生可能エネルギー由来の電力使用を推進します。
- バイオマス・雪冷熱・地中熱・温泉排熱など、太陽光以外の再生可能エネルギーの活用を検討します。

施策2-2 次世代エネルギーの活用検討

- 水素やアンモニアなどの次世代エネルギーに関する情報収集に努め、今後の活用を検討します。
- 再生可能エネルギーによる電力で製造したグリーン水素の活用を推進します。

表 3 公共施設での再生可能エネルギーの導入状況

種別	施設名	導入年度	導入規模
太陽光	防災学習交流センター	平成22(2010)	3kW
	千歳市環境センター(破碎処理場)	平成23(2011)	10kW
	花園コミュニティセンター	平成24(2012)	10kW
	勇舞中学校	平成24(2012)	10kW
		令和7(2025)	70.7kW
	サーモンパーク	平成27(2015)	3kW
	千歳市休日夜間急病センター	平成29(2017)	5.5kW
	千歳市役所第2庁舎	平成30(2018)	30kW
	みどり台小学校	令和4(2022)	3kW
		令和7(2025)	70.7kW
	千歳第二小学校	令和7(2025)	39.39kW
子育て総合支援センター	令和7(2025)	39.39kW	
計			294.68kW

基本方針3 地球温暖化防止の推進

「省エネルギー」・「再生可能エネルギー」の取組を加速させるために、職員の意識醸成を図るための普及啓発活動や、環境教育などによる行動変容を促進します。

また、小まめな消灯、徒歩・自転車による移動、廃棄物の減量やリサイクルの推進を始めとしたデコ活に取り組むとともに、様々な分野における DX・GX の推進や、二酸化炭素吸収源の確保、循環型社会の形成なども推進します。

施策 3-1 環境教育・環境学習の推進

- 職員に対して、脱炭素に関する勉強会・研修を実施するなど、環境学習の機会を提供します。
- 職員に対して、脱炭素に関するセミナー・イベントなどの情報や、市の様々な環境に関する情報を周知するなど、環境意識の醸成を図ります。

施策 3-2 デコ活の推進

- 日常業務において、職員が率先してデコ活に取り組みます。
- 公共施設の利用者にもデコ活への理解と協力を促します。
- 電気・熱などのエネルギーや水資源の消費量削減のため、「職員等環境配慮行動ガイドライン」等に基づく取組を推進します。
- 事務用品等は、「千歳市役所グリーン購入基本方針」等を踏まえ、環境に配慮した製品の優先購入（グリーン購入）を推進します。
- 省エネルギーのための設備運用マニュアルとなる「管理標準」を作成し、施設ごとに設備のきめ細かな運転管理を推進します。（詳細は参考資料）
- 業務効率化を進めることで、エネルギーの使用量自体の削減を目指します。
- 移動の際は、できるだけ徒歩・公用自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- 自動車で移動するときは、合理的・経済的な走行ルートを選択したうえで、エコドライブを推進します。

デコ活：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、脱炭素（Decarbonization）・エコ（Eco）を含むデコと活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、カーボンニュートラル達成のために、消費者のライフスタイルの転換を強力に後押しするための国民運動です。

施策 3-3 二酸化炭素吸収源の確保と循環型社会の形成

- 公共施設の新築・大規模改修の際は、地材の活用による炭素の固定を検討します。
- 廃棄物の排出を抑制するため、ごみの分別の徹底と3Rに取り組みます。
- 日常業務や庁内会議で使う資料の簡素化・集約化や、タブレットの活用など、ペーパーレス化によるごみの減量に努めます。
- 食材・食品を扱う施設を中心に、食品ロスの削減に努めます。
- 民間資源回収事業者との連携を図り、リサイクルを推進します。
- 民間企業と連携し、使用済みペットボトルを再びペットボトルにする「水平リサイクル」の取組を推進します。
- 容器包装廃棄物などの分別収集による再商品化や、使用済み小型家電の回収を通じた再資源化を促進するとともに、再生品の利用やグリーン購入の普及に努めます。
- 使い捨てプラスチックの使用・調達の抑制など、プラスチックごみの削減に努めます。
- 冷蔵庫やカーエアコンなどに含まれるフロン類は、法令（フロン排出抑制法・家電リサイクル法・自動車リサイクル法等）に基づき適正に処理します。

第5章 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」

1 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」とは

千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」（以下「エコアクション」といいます。）は、事務事業における地球温暖化対策や、省エネルギー及び環境法令遵守等の取組を適切に実施することを目的に、「千歳市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（市の事務事業における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費の削減のための計画。以下「事務事業編」といいます。）の目標達成に向けた進行管理をする仕組みのことです。

（1）目的

エコアクションは、事務事業編で定めた削減目標の達成に向けて、温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減に向けた取組を効果的に実行することを目的とします。

（2）職員が行う項目

職員は、「市の事務事業における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量削減に向けた取組」及び「施設における温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減目標と実績の報告」を行います。

◆「エネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分と認められた場合」の罰則

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）では、市の事務事業におけるエネルギー消費量を、中長期的にみてエネルギー消費原単位で年平均1%以上削減する義務、目標が課せられており、エネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分と認められた場合、罰則があります。

- 合理化計画の作成指示
- 指示に従わない場合、公表・命令
- 命令に従わない場合、100万円以下の罰金

2 エネルギー消費量の現状

(1) 対象とするエネルギー

省エネルギーの対象は、施設の敷地内及び公用車両で使用する燃料（重油・灯油・天然ガス・ガソリン・軽油等）並びに他から供給をされた熱及び電気とします。

(2) エネルギー消費原単位及びエネルギー消費量の算定方法

施設のエネルギー消費に係る数値には、エネルギー消費量（原油換算した値）を「建物延床面積その他エネルギー消費量と密接な関係をもつ値」で除したエネルギー管理の指標である「エネルギー消費原単位」（以下「原単位」という。）を使用します。

また、道路関連施設や自動車の使用によるエネルギーは、消費量の単位が各々で異なるため、エネルギー消費量（kWh、m³、kL等）を原油換算（【kL】単位）にします。エネルギー消費量の単位は、原油換算キロリットル（kL）とし、原油換算係数等は、省エネ法に基づく年度ごとに定められた値とします。

なお、原単位は、施設により異なるほか、必要により見直しを行います（詳細は参考資料2 エネルギー消費量の削減対象施設を参照）。

$$(\text{例 } \text{エネルギー消費量 (原油換算した値)} \div \text{延床面積あたり} = \text{原単位})$$

(3) エネルギー消費量の削減実績及び評価

前計画では、施設全体の原単位を「令和7（2025）年度までに6%削減（令和元（2021）年度比）」とすることを目標としていました。

令和6（2024）年度の施設に係る原単位は、全部局において目標の5%削減を達成しており、市施設全体でも7.6%の削減となっています。

エネルギー消費量（原油換算）についても同様で、道路関連施設及び自動車の使用の両項目において、基準年度（令和元（2021）年度）以下に抑制できている状況です。

表 4 前計画におけるエネルギー消費量の削減目標

		基準年					目標年		
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
基準年から 毎年1%削減	施設	原単位	-	1%	2%	3%	4%	5%	6%
	基準年以下に 抑制	道路 関連施設	エネルギー消費量 (原油換算)	1,183kL	1,183kL 以下	1,183kL 以下	1,183kL 以下	1,183kL 以下	1,183kL 以下
自動車の 使用			124kL	124kL 以下	124kL 以下	124kL 以下	124kL 以下	124kL 以下	124kL 以下

表 5 令和3（2021）年度～令和6（2024）年度の原単位及びエネルギー消費量削減実績

種別	単位	基準年度 （令和元 （2021）年度）	令和3（2021）年度 実績		令和4（2022）年度 実績		
			消費量	削減率	消費量	削減率	
施設	市長部局	原単位	100%	—	△2.0%	—	△1.1%
	水道局		100%	—	△1.1%	—	0.5%
	教育委員会		100%	—	△2.5%	—	△1.6%
	市施設全体		100%	—	△1.9%	—	△0.9%
道路関連施設	エネルギー消費量	1,183	1,086	8.2%	1,031	12.8%	
自動車の使用	（原油換算：kL）	124	86	30.6%	80	35.5%	

種別（再掲）	令和5（2023）年度 実績		令和6（2024）年度 実績		
	消費量	削減率	消費量	削減率	
施設	市長部局	—	△0.1%	—	6.9%
	水道局	—	△16.8%	—	9.8%
	教育委員会	—	1.6%	—	6.8%
市施設全体	—	△7.1%	—	7.6%	
道路関連施設	906	23.4%	873	26.2%	
自動車の使用	100	19.4%	86	30.6%	

※「市施設全体」は原単位による削減率

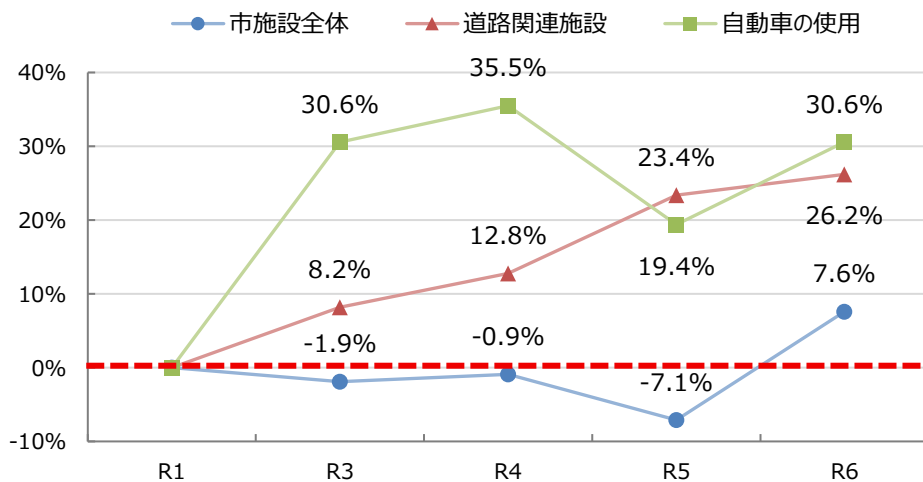


図 5 令和3（2021）年度～令和6（2024）年度の原単位及びエネルギー消費量削減率実績

3 エネルギー消費量の削減目標

(1) 削減目標

市が管理する各部局（市長部局・水道局・教育委員会）の施設で消費する原単位について、令和 12（2030）年度までに6%削減（令和6（2024）年度比）することを目標とします。

なお、道路関連施設及び自動車の使用については、職員の環境配慮行動による削減が難しいことから、エネルギー消費量（原油換算）を基準年度（令和6（2024）年度）実績値以内に抑制することを目標とします。

(2) 削減目標設定の考え方

省エネ法において、エネルギー消費量が年間1kL（原油換算）以上の施設は、原単位で年平均1%以上の削減を目標とするよう求められていることから、令和 12（2030）年度までに6%削減（令和6（2024）年度比）を目標としました。

(3) 対象施設

対象施設については、エネルギー消費量が年間1kL（原油換算）以上で職員が運用管理する施設とします。また、エネルギー消費量が年間60kL（原油換算）以上となる施設については重点的に取り組む施設とします（詳細は参考資料2 エネルギー消費量の削減対象施設を参照）。

表 6 エネルギー消費量の削減目標

		基準年					目標年		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
基準年から 毎年1%削減	施設	エネルギー消費原単位	-	1%	2%	3%	4%	5%	6%
	道路 関連施設	エネルギー消費量 (原油換算)	873kL	873kL 以下	873kL 以下	873kL 以下	873kL 以下	873kL 以下	873kL 以下
自動車の 使用	86kL		86kL 以下	86kL 以下	86kL 以下	86kL 以下	86kL 以下	86kL 以下	

参考資料

1 管理標準

省エネ法第5条に基づく「判断の基準」により、各施設の設備を効率的に運転及び管理するためのマニュアルである「管理標準」を作成し、エネルギー管理を徹底します。

1 管理標準の作成

施設のエネルギー管理担当者（施設を管理する課の推進員。以下「推進員」という。）は、施設ごとに管理標準を作成します。作成に当たっては、経済産業省が告示した「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」を参考にし、エネルギー消費設備の「運転管理」・「計測・記録」・「保守・点検」・「新設時の措置」について、管理のための設定値や測定頻度等を規定します。

2 管理標準の実行

推進員は、管理標準に従って機器・設備の運転及び必要な計測・記録等を行います。また、目標達成に向け、施設内の職員等に周知が必要な事項について、施設内での掲示や回覧、イントラネット掲示板等により周知します。

3 管理標準の見直し

推進員は、管理標準の内容を年1回以上精査し、機器の更新等があったときは内容を確認の上、改訂します。

2 エネルギー消費量の削減対象施設

1 重点施設

別表1 重点施設

	施設	原単位	施設管理課
市長 部 局 等	本庁舎・第2庁舎	延床面積あたり	(総務部) 総務課
	防災学習交流センター	〃	防災学習交流施設
	葬斎場	火葬件数あたり	市民生活課
	環境センター	延床+処分場面積あたり	廃棄物管理課
	在宅福祉総合センター	延床面積あたり	高齢者支援課
	祝梅在宅福祉センター		
	子育て総合支援センター	〃	子育て総合支援センター
	総合福祉センター	〃	健康づくり課
	グリーンベルト地下駐車場	〃	都市整備課
	温水プール	利用者数あたり	スポーツ振興課
	開基記念総合武道館		
	スポーツセンター		
	市民病院	〃	(市民病院事務局) 施設課
	消防総合庁舎	〃	(消防本部) 総務課
	公設地方卸売市場	使用面積あたり	公設卸売市場
道の駅	営業日数あたり	観光課	
水 道 局	浄化センター	流入量あたり	下水道整備課
	スラッジセンター	圧送汚泥量あたり	下水道整備課
	浄水場	取水量あたり	水道整備課
教 育 委 員 会	千歳小学校	延床面積×ボイラー稼働 時間あたり	企画総務課
	北進小中学校		
	北栄小学校		
	末広小学校		
	緑小学校		
	千歳第二小学校		
	日の出小学校		
	信濃小学校		
高台小学校			

	施設	原単位	施設管理課
教育 委員 会	祝梅小学校	延床面積×ボイラー稼働 時間あたり	企画総務課
	桜木小学校		
	向陽台小学校		
	北陽小学校		
	泉沢小学校		
	みどり台小学校		
	千歳中学校		
	青葉中学校		
	富丘中学校		
	北斗中学校		
	向陽台中学校		
	勇舞中学校		
	学校給食センター	〃	学校給食センター
	市立図書館	〃	文化施設課
市民文化センター			
市民ギャラリー			

※重点施設とは、施設単位の建物等におけるエネルギー消費量が、原油換算で年間60kL以上の施設をいう。

2 その他削減対象施設

別表2 エネルギー消費量が年間1kL（原油換算）以上で職員が運用管理する施設

	施設	原単位	施設管理課
市長部局等	向陽台支所	延床面積あたり	向陽台支所
	農民研修センター	//	東部支所
	支笏湖市民センター	//	支笏湖支所
	北コミュニティセンター	//	市民生活課
	北新コミュニティセンター		
	鉄東コミュニティセンター		
	中央コミュニティセンター		
	富丘コミュニティセンター		
	北信濃コミュニティセンター		
	北桜コミュニティセンター		
	祝梅コミュニティセンター		
	泉沢向陽台コミュニティセンター		
	東雲会館		
	末広会館		
	労働会館		
	花園コミュニティセンター		
	蘭越生活館	//	福祉課
	しあわせサポートセンター	//	救急医療課
	休日夜間急病センター	//	救急医療課
	中央保育所	開設時間あたり	こども政策課
	東千歳保育所		
	駒里保育所		
	認定こども園ひまわり	//	認定こども園ひまわり
	せいりゅう児童館	//	子育て総合支援センター
	ひので児童館		
	いずみさわ児童館		
しなの児童館			

	施設	原単位	施設管理課
市長部局等	ほくおう児童館	開設時間あたり	子育て総合支援センター
	しゅくばい児童館		
	ほくよう児童館		
	みどり台児童館		
	北新子育て支援センター	延床面積あたり	
	美笛キャンプ場	開設時間あたり	観光課
	ポロピナイ休憩所		
	支笏湖ヒメマスふ化場	稚魚放流数あたり	観光課
	市営牧場	延床+敷地面積あたり	農業振興課
	南21号排水機場	運転時間あたり	農村整備課
	南18号排水機場		
	長都排水機場		
	千歳アルカディアプラザ	延床面積あたり	企業振興課
	向陽台水泳プール	延床面積あたり	スポーツ振興課
	北斗水泳プール		
	駒里水泳プール		
	信濃水泳プール		
	青葉水泳プール		
	東水泳プール		
	日の出水泳プール		
	末広水泳プール		
	北栄水泳プール		
	北陽水泳プール		
	ふれあいセンター		
	青空公園スケート場		
	市民スキー場		
	車両センター	延床面積あたり	道路管理課
泉郷診療所	//	(市民病院事務局) 施設課	
支笏湖診療所			

	施設	原単位	施設管理課
市長部局等	消防署富丘出張所	延床面積あたり	富丘出張所
	消防署向陽台出張所	//	向陽台出張所
	消防署西出張所	//	西出張所
	消防署支笏湖温泉出張所	//	支笏湖温泉出張所
	消防署祝梅出張所	//	祝梅出張所
水道局	水道局庁舎	//	経営管理課
教育委員会	駒里小中学校	//	企画総務課
	支笏湖小学校		
	東小学校		
	東千歳中学校	延床面積×時間あたり	埋蔵文化財センター
	埋蔵文化財センター		
	上長都文化財収蔵施設		
	史跡キウス周提墓群ガイダンスセンター	延床面積あたり	文化施設課
	市民ギャラリー		
	公民館長都分館		
	千歳公民館		
青少年会館			

※「向陽台水泳プール」・「北斗水泳プール」・「駒里水泳プール」・「信濃水泳プール」・「青葉水泳プール」・「東水泳プール」・「日の出水泳プール」・「末広水泳プール」・「北栄水泳プール」・「北陽水泳プール」について、施設自体は教育委員会の所管となりますが、使用エネルギーの予算管理はスポーツ振興課が行うことから、市長部局等の所管施設とみなします。

千歳市

地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

策 定

令和8年3月

千歳市市民環境部環境課